

議長（福田会長）

議案第7号「合併の方式について」、議案第8号「新市の名称について」、議案第9号「新市の事務所の位置について」及び議案第10号「行政制度の調整方針について」は、任意合併協議会で承認された事項であります。法定合併協議会でご決定をいただくため、改めて議案を提出いたします。一括して事務局の説明を求めます。

事務局（大林事務局次長）

それでは、議案第7号から第10号まで一括してご説明いたします。

この4議案は、いずれも昨年9月26日に開催されました第3回の任意合併協議会で承認された事項であります。議長の説明のとおり、改めて法定合併協議会において決定をいただくものでございます。

会議資料の34ページをご覧ください。

まず、議案第7号の「合併の方式」につきましては、河内郡上三川町、同郡上河内町及び同郡河内町を廃止して宇都宮市に編入する編入合併とするものです。

続きまして、会議資料の35ページをご覧ください。

議案第8号の「新市の名称」につきましては、宇都宮市とするものでございます。

続きまして、会議資料の36ページをご覧ください。

議案第9号の「新市の事務所の位置」につきましては、宇都宮市旭1丁目1番5号とするものです。

なお、これらは、いわゆる合併の基本4項目と言われるものでございまして、合併に関する基本的な協定項目でございますが、基本4項目のうち合併の期日につきましては、任意協議会におきまして、平成17年3月を目途とし、具体的な期日は法定合併協議会において決定することで合意されておりますが、今後の合併協議の進捗状況を見据えながら、また具体的な合併のスケジュールを検討した上で、改めてご審議をお願いしたいと考えております。

続きまして、議案第10号「行政制度の調整方針」につきましてご説明いたします。

会議資料の38ページをご覧ください。

ページの中ほどの、大きな2の調整の基本的な考え方といたしまして、(1)の一体性確保の原則、(2)の住民福祉向上の原則、(3)の負担公平の原則、(4)の健全な財政運営の原則、(5)の行政改革推進の原則、(6)の地域特性尊重の原則の6つの基本的な考え方をお示しし、了解を得ているところでございます。

この6つの基本的な考え方に基づきまして、3の調整の方針といたしまして、大きく2つの方針に整理してございます。

1つ目は、「新市における住民福祉の向上に向け、基本的な考え方に基づき、原則として宇都宮市の制度を基準に制度の統一・調整を図るものとする」というもので、各市町の間で異なっている制度を、宇都宮市の制度を基準として統一・調整するという考え方ござ

います。

2つ目は、「関係市町の制度のうち、地域特性を有するもの、合併後ただちに統一・実施することで住民生活等に大きな影響を与えるものについては、経過措置の設定や地域自治制度の活用等、円滑な移行に向けた調整を図る」というものでございまして、それぞれの市や町の現在の行政制度を尊重し、一定期間の経過措置を設けて徐々に調整していくなど、円滑な移行に向けた調整をする考え方でございます。

さらに2つの調整の方針に基づいた具体的な調整の方向性についてでございますが、資料の40ページ以降に記載されておりますとおり、(1)の現行のまま新市に引き継ぐ、(2)の原則として宇都宮市の制度を基準に調整する、(3)の原則として宇都宮市の制度を基準に合併までに方向付けを行い、新市に移行後速やかに調整する、(4)の新市に移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に調整する、(5)の廃止の方向で調整するという、5つの調整の方向性を設けてございます。

今後はこれらの調整方針等に基づき、個別の行政制度の調整につきまして、住民生活に影響のある項目を中心に、委員の皆様方のご審議をお願いしてまいりたいと考えております。

以上で議案第7号から第10号までの説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（福田会長）

議案第7号から議案第10号までにつきまして、事務局の説明が終わりました。ここで質疑を行います。ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。行政制度につきましては、6つの原則、5つの調整方針と説明がりましたが、行政制度の調整方針についても、ご意見等がございましたらお願いいたします。

現時点で、調整項目というのはどのくらいあるのですか。

事務局（大林事務局次長）

高根沢町が入っているときが2,091ございまして、その後、高根沢町が抜けましたので今、具体的に数を整理しているところでございますが、2,000は超えていると思っております。

議長（福田会長）

行政制度の調整については、2,000項目を超えるということだそうであります。

ご意見ございませんか。ないようであれば、お諮りしたいと思います。

それでは、皆様方にお諮りいたします。議案第7号「合併の方式について」、議案第8号「新市の名称について」、議案第9号「新市の事務所の位置について」及び議案第10号「行政制度の調整方針について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長(福田会長)

ありがとうございます。それでは、議案第7号から議案第10号までは原案のとおり決定いたします。